

Title	鐵砲傳來說の検討
Sub Title	In investigation of various opinions concerning the introduction of the espingarda into Japan
Author	有馬, 成甫(Arima, Seiho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.2 (1933. 5) ,p.9(181)- 44(216)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330500-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

鐵砲傳來說の検討

有馬成甫

一、鐵砲の初傳來

鐵砲が葡萄牙人の手より我國に傳來せしものたることは、事新らしくここに論する迄もないことである。然し古來この劃期的の事件に關し世の注意と興味とを喚起したることは吾人の想像以上であつて、種々の神祕的の傳説や、浮説やが普く俗間に傳られて來たことに鑑るも蓋し思ひ半に過ぐるものがある。而して今日に及んでも尙此等の雜説が傳統せられて屢々史學の研究者を迷はしむるものがあることは甚だ遺憾とするところである。されば此等の雜説を檢討し整理せんと欲して本文を草した所以である。

却説鐵砲が初めて我國に傳來したことに關して吾人の據るべき史料は、唯一つ南浦文集に收められたる僧南浦文之玄昌師の「鐵砲記」と云ふ記録があるばかりである。この鐵砲記の文は既に人口に膾炙せられて居るものであるから特に掲ぐべき程のものではないが本論の基礎を爲すものであるからその要點

のみを摘記すれば、

天文十二年（一五四三）八月二十五日に種子島の西村の小浦に一隻の大きな船が碇を卸した、何處の國より來つたか知れぬが、船客百餘人、其形は見慣れぬもので語が通せない。その中に明の儒生で五峯と言ふ者が在つて字を知り、西村の主宰（代官か）織部丞と砂上に筆談して意を通することが出来た。……其中に「賈胡之長三人」があつた、一人を「牟良叔舍」と云ひ、一人を「喜利志多佗孟太」と云つた、……彼等が手に一つの物を携へて居つた、「長さ二三尺其體たるや中通外直而以重爲質」であつた。それが鐵砲であつた。

と云ふのである。

此の記事を證すべき歐羅巴の文獻を求むると、現在迄に知られたる史料としては只一つガルワノ（Antonio Galvão）の著書があるのみである。この記事は初めて日本に到着した葡萄牙人のことを書いたもので鐵砲を我國に傳へたと云ふことには觸れて居ない。然し僅かに二十行に足らない簡単な記事に過ぎないけれども、その敍述は常に鐵砲記と吻合するものがあることは最も注意すべきことである。依つてその原文を左に掲げやう。東洋文庫所藏の一七三〇年（享保十五年）版の第九十四頁に

No Anno de 1542, achandose Diogo de Freitas no Reyno de Syaõ no Cidade Dodora Capitaõ du hum na-
vio lhe fugiraõ tres portuguezes em hun junco que lia pera a China, Chamavaõe Antonio da Mota, Fra-

ndisco Zeimoto, e Antonio Pexoto.

Hindose Caminho para tomar porto na Cidade Liampo, que está em trinta e tantos graos d'altura. Ihe deu tal tormenta a popa, que os apartou da terra, e em poucos dias ao Levante virão huma Ilha em tri-nata e deus graos, a que chamão es Japoens, que parecem ser aquellas Sipangas de que tanto tallaõ as Escrituras, e suas riquezas; e assi estas tambem tem ouro, e muito prata, e outras riquezas.

右の譯文は

一五四二年（天文十一年）ディエゴ・デ・ハニエタス遷羅國ドドラ市に在りしとあるの船より三人の葡
萄牙人一船のジョン・ヒュン（支那のジャンクのいとか）に乗りて脱走し支那に向へり。その名をアントニ
オ・ダ・モツタ、フランシスコ・ゼイモト及アントニオ・ペイショット^{ハム}。北方三十餘度（北緯のこ
と）に位するリヤンボー市（寧波のいふ）に入港せんとして行きたるに、後ろより非常なる暴風雨襲來
して彼等を陸より隔てたり。斯の如くにして東の方三十二度の位置に一島を見たり。これ人のジャボ
ハンスと稱し古書のその財寶に就て語り傳ふるシベンガスなるが如し。而してこの諸島黄金、銀、そ
の他の財寶を有す。（岡本良知氏の譯に依る「歐舶來往考」）

である。

このガルワノの記録と鐵砲記の記事とは同一の出來事を記したものであらうと思はれるのである。勿

論兩記事は全然合一はして居ない。即ち年代に於て一年の相異がある。鐵砲記の天文十二年(一五四三)をガルワノは一五四二年(天文十一年)として居る。然し何等の連絡なく書かれたる此兩記事に共通したる點があることが上記の推定に到らしめた有力な根據である。即ち

一、鐵砲記に三人の賈胡の長と記せるは三人の葡萄牙人に吻合する。

二、鐵砲記に二人の名を記して居るものは三人の中二人の葡萄牙人の名と發音が似て居る。

Antonio da Mota 喜利志多陀ダモウタ孟太

Francisco Zeimoto 牟良叔舍ムラシユクサ

Antonio Pexoto (鐵砲記に名を記せず)

三、三人の漂着せし島は北緯三十二度の島と記せるが種子島の西村は北緯三十度四十四分である。

以上の數點の吻合に依つて右の二つの記事は同一の事件を記したものであると推定するのである。一面から言へばこの推定は大膽に過ぎるとも言へないことはない。それは餘りに兩記事の吻合が漠然たるものであるからである。然し他に史料の發見せられざる今日、即ち右兩書が我國の文獻としては唯一のものであり、歐羅巴の文獻としても信賴し得べき唯一のものである限りはこの兩者の吻合を偶然のこととはどうしても考へられない。即ち同一のことと記した記事であらうと推定する方が之を否定するよりもより自然であると信ずるのである。

茲に残る問題は、然らば鐵砲傳來の年……初めて歐人の日本に足跡を印せし年は天文十一年なりや十二年なりやと云ふ問題である。この問題を研究せんには先づ兩文獻の確實性の比較が必要である。然るにその検討の結果は、一方は他方よりより確かであると言ふことは出來ないと云ふ結論に達する。鐵砲記を書いた南浦文之は古老の言や傳說によつてその出來事があつてから約七十年後の慶長十八年（一六二三）に記述して居る。アントニオ・ガルワノはマラッカのモルッカ島に知事として公職に在つたのは、一五四〇年（天文九年）迄で此年葡萄牙に歸つて居るから、この日本發見は彼がリスボンに歸つてからの出來事であり而して其地に於て傳聞したものである。而かも彼の著書は彼の死後一五五〇年（天文十九年）に友人の手によつて上梓されたものである。故に強いて言へばガルワノ文書の方が鐵砲記よりも事件に近く書かれて居るから信頼度が高いとも言へないことはない。

然し乍ら問題は數字の一と二との差であり2と3との問題である。これ丈の差違は如何なる場合にも起り易いことで、誰しも一が正しくて他は誤りであると言ひ得るものがあらうか。即ちこの問題は結局水掛論に終る。依つて余は天文十二年説とでも言ふ提案をし度いと思ふ。要するに年代の問題は今日の史料ではその一方に斷定することは不可能のこととに屬する。

蓋し此の問題に就ては從來數個の研究がある。然し史料不足の現狀に於て上述せる推定以上に踏み出すこととの妥當ならざることは茲に畧々する迄もないことであるから、その研究文獻の引照と批評とを差

控ゆることとする。但し吾人の心得て置かねばならぬ事は、歐羅巴人の殆んど全部はガルワノの記事に従つて日本發見を千五百四十二年(天文十一年)として居ることであるが、これは必ずしも鐵砲記の天文十二年初傳來の所記を覆へるものではないと云ふことである。

〔註〕(一) 東洋文庫所藏本

Antonio Galvão "Tratados Descobrimentos Antigos, e Modernos, Feitos até a Era de 1550."

II、異説の一、メンデス・ピントの記事

歐羅巴人の記事で我國に初めて鐵砲を傳へたと述べて居るところの唯一の文献は、フェルナン・メンデス・ピント(Fernão Mendes Pinto [1509? - 83])の「極東遊記」⁽¹⁾である。従つて我國の學者の間にもピントを以て最初の鐵砲傳來者の一人と認めて居るものが少くはない。彼が自から敍述するところによれば、ピントは都合四回日本に來航して居る。然して彼が鐵砲を種子島及豊後に傳へたのは彼の最初の來航のときであつた。

然し最初の來航の記事即ち鐵砲を我國に傳へたと云ふ記事は甚だ疑ふべくして信ずるに足らざる記事であると判断せざるを得ないのである。而してこの判断の基礎は、(1)年代の相違せること及び(2)當時の風習上より思考して信ずべからざる記事が多いと云ふ二つの點からである。ピントが我種子島に漂着したと述べて居るのはその年代を繰つて見てどうしても一五四四年(天文十三年)以前に溯ることは出來な

い。寧ろ一五四五年（天文十四年）のことと考ふるのが妥當と思はれるのである。彼の記事を読んで行くと、明らかに年代を記して居るのが一五四二年（天文十一年
明嘉靖二十一年）五月寧波を出帆したと云ふ所がある。それより以後の彼の行動を略記すれば左の如くである。

一五四二年五月に寧波を出帆したが間もなく支那の海岸で難破した。フェリヤは溺死し、ピントは他の十三名の葡萄牙人と共に逃れた。そうして乞食を爲乍ら露命を繋いで居たが遂に無宿者として支那官憲に捕へられ南京に護送せられた。其處で盜賊の嫌疑を受け拇指を切斷すべき刑の宣告を受けた。之に對して彼等は上告した。それでこの上告の結果裁判の爲めに北京に護送せらるることとなつた。

北京到着後裁判を受け二ヶ月半滞在の後證據不充分の爲で無罪となつた。然しそうが爲め起訴者に對し損害賠償を求める爲め尙引續き禁錮せられた。而して八ヶ月間 Quesi の町の城壁の修理工事に使役せられた。然しこのとき韃靼人が攻めて来て北京を圍んだ爲め、彼等は解放されて重要な軍務に服せしめらることとなつた。此頃は葡萄牙人の數は九名に減じて居つた。

此の征服者が韃靼に引揚ぐるに至つて彼等（一人を残し）は交趾への大使の一行に加へられ、其好意によつて上川島に伴はれた。それは此處にてマラッカへの便船を獲ることが出来るのを例として居つたからである。

然るに葡萄牙船は五日前に出發したばかりであつた。そこで彼等はランバカオの島（後にマカオの

町が建てられた島)に行つた。この島は海賊の根據地であつた。従つて彼等の一行は海賊の群に投するより外途はなかつた。彼等が乗船出帆した海賊船隊が泉州附近に至つたとき、支那の艦隊と衝突して大激戦が起つた。この戦闘に於て數多の船は失はれ只二隻のみ逃るゝことが出来たのであつた。加之乗員の多數は傷いた。またこのとき葡萄牙人同志の間に争ひが起つて例のポルトガル人の國民性に依つて偏執な態度で不和が持續された。遂に彼等の中の五名はピント等と分れて他の船に乗り、ピントは Diego Zeimoto, Christopher Borelle の二人と共に他の一艘に乗り込んだ。間もなく他の七隻より成る海賊船との間に激しき戦闘を交へた。戦は終日繼續されたが遂に僚船は焼かれ先に分れた葡萄牙人は死んだ。

ピントの乗つて居た船は夜に入つて起つた大風に乗じて危急を逃れ琉球の方へ向つたが、微風は次第に強風となり風向は東北に轉じた。而して琉球の方向へ流されて行くこと凡そ二十三日にして陸影を認め、暫らく沿岸を航して遂に一つの島の沖七十尋のところに投錨した「ヒルドレスの英譯に依る梗概」

と記して居る。

この記述に依つて年次を繰つて見ると

一五四二年(天文十一年)五月 寧波出帆、難破、放浪、南京に護送せらる、判決を受く、控訴す、北京

に向ふ、北京滯在二ヶ月半、

一五四三年（推定）無罪宣告、引續き禁錮せらる、韃靼人來襲、北京陷落、韃靼人去る、北京出發、上川島に至る、ランバカウ島に至る、海賊の群に投す、

一五四四年（推定）泉州附近にて官兵船と戰ふ、虎口を逃る、海賊船と戰ふ、辛じて逃る、暴風に遭ふ、二十三日目に種子島に漂着す、

右の假想定は數奇の運命及行動を急行的に推定したものであるが、右の外不明な時日を加ふれば、ピントの來航は一五四四年若くはその翌年即ち一五四五年（天文十四年）の交となるのである。即ちピントの年代は鐵砲記とも亦たガルワノの記事とも一致しないのみならず、その年次の相違はガルワノの記錄及鐵砲記の如く單に記憶若くは傳承の間に於て一五四二と三とを誤るが如く、若くは天文十一年と十二年とを誤るが如き錯誤ではないのであつて、ピントの記事中の年代の構成上の相違であるから、若し假に彼が述て居る種子島來航と鐵砲傳來の出來事が事實であつたとするも、彼は我國を發見した最初の歐羅巴人ではなかつたと斷定しなければならない。

更にピントの記事を否定する第二の理由は、彼の記述が常識上有り得べからざることを敍述せる點と史實に合一せざる記事があることである。上述の引照記事を一讀しても彼の記錄が如何に荒誕無稽で、どこ迄が眞實でどこ迄が彼の捏造に屬するかは判断に苦しむところであることを了解することが出來や

う。

斯くの如く彼の自記になれる鐵砲傳來の記事は彼が後年豊後方面に來りしとき得たる知識と、葡萄牙人の間に言ひ傳へられたジバング發見の談話とを捏和して作り上げたものではなからうかと考へらるるのであるが、その理由は種子島漂着の一節を一讀すれば更に明瞭となるのである。

(種子島到着の最初の記事の一部)

ミアイジマの港に投錨して二時間にもならぬうちにこのタニシニマ(種子島か)の領主ナウトキン(直時か)は多數の商人と家臣を引き連れ、銀錢を一杯詰めた箱を幾つも持つて、我がジュンコ(戎克)を訪れた。

兩方から各國風の禮を交へた後安全だと言ふことを確めて領主は近寄つて來た。而して我等ポルトガル人を見て顔鼻の異様のうちに支那人でないことを覺り何處の者であるかと尋ねた。海賊船長はマラッカから來た、マラッカへはポルトガルといふ他の國から來て永く住んで居た。ポルトガル國王といふのは我々ポルトガル人から屢々聽いたところではこの大きな世界の彼の端に住んでゐるものだと答へた。

ナウトキンは大變驚きその場に居合せた家臣等に次のことを語つた。
『子を殺すものがあるとすれば、此シエンシコヂ(天笠人か)のものである。我が國の書に記されてあ

る水上を翔び乍ら水邊の住人を從へたシェンシコナである。そこでは神が世の富を御造りになつた。

であるから若しもその者共が親睦を求めるため我國に來ることでもあつたら我等はどんなにか幸ひな目に遭ふことであらう』

それからその側の通譯をして居る一人のレキア（琉球か）の女を呼び寄せた。ジュンコの主の支那人船長に、その女を通じてナウトキンは次の事をいつた。

『船主に、この者共は何處に居たのか、何のために我が日本へ連れて來たのか問へよ』

これに對して船主は何者をも望むのではない、このポルトガル人は唯商人で心よい者である、ランバカウで難澁してゐたから己の慣はしとして他人を見棄てることが出來ないので慈悲心のあまり、船上に收容し救つて來た。

この善根故に澤山の乗組員を失つた海上突然の不幸からも神は己の免れることを御許し下さつたのであると答へた。

この海賊の述べた理由はナウトキンに大變立派なものに聞えたので、直ぐジュンコに入つて來た。また從者の數が多過ぎるから領主の指圖する者以外入れてならぬと命じた。

艦から艤に及ぶまでジュンコを詳かに観歩いてから雨除覆布の傍の椅子に掛けた。而してナウトキンはいろくこまくとしたことを我々に尋ねた。我々も領主の氣紛れな間に應じてその欲するやう

に答へた。

領主は大變満足したやうであった。この種々な質問は新しいことに好奇心と熱心が強い人であることを示した。かうして領主は我々と談じ合ふて永い時間を費した。別れ去るに當つて『明日我邸を訪れよ、汝等の遍歴した世界の國々の珍らしいものを持參して、その名を教へよ、それ等のものが商品ならば予の好ましきは他物よりも高價に買ひ得させる』

といつた、(岡本良知君の譯に依る「歐舶來往考」)^(二)

と言ふのであるが、これがピントが種子島に漂着した第一日の出來事を記したものである。これより鐵砲を日本人に傳ふる段に入るのであるが、これ等の記事を讀むものはその荒誕無稽なることに信を置き難き所以を看取するであらう。

ピントの第二回日本訪問は彼の記するところによれば、一五四六年(天文十五年)マラッカよりジョルジ・アルバレス(George Alvarus)の指揮する船に乗り二十六日の日子を費して種子島に來り次で五日の後豊後府中に到着したと言つて居る。

彼は又府中滯在中非常に豊後王に歡迎せられたが間もなく反亂起り王及家族は殺され、葡萄牙人も同じ運命に陥り市街は燒かれた、と記して居るがこの事は恐らく天文十九年(一五五〇)二月に大友義鑑が家臣に殺逆せられた事件^(三)を述べたものであると思はるが、ピントの記述には年次の相違がありまた内

容記事の錯誤が多い。只注意を要すべきは此の第二回日本訪問の歸途彼の乗船は薩摩の山川港に寄り後にフランススコ・シャヴィエール師に會ひ最初の切支丹となつたアンジロウ（又彌次郎）を乗せてマラッカに歸つたと云ふ記事である。此の一條の記事はアンジロウの書簡や他の耶蘇會士の書簡等により年代は合致するが果して事實であるかは疑問の餘地が存する。

ピントの第三回來朝は一五五一八月（天文廿年七月）であつて、豊後日出に入港した葡萄牙船に乗つて來た。同船はフランススコ・シャヴィエールの山口より來れる一行を乗せ同年十一月（十月）二十日豊後を出帆して支那に向つたのであつた。

第四回の來訪は一五五六年（弘治二年）であつた。彼は教父ヌニエス（Nunes Barreto）を誘つて來朝した。のみならず今回ゴアの葡萄牙總督より豊後王に差遣さる使節に任命されたのであつた。而してガスバル・ヴィレラ（Gaspar Villala）等と同行して上川、媽港を經一五五六年七月（弘治二年六月）豊後に到着した。然るに此處に滯まること僅かに二ヶ月で同年九月ヌニエス等一行と共に日本に別れを告げ、ゴアに歸り次でリスボンに歸郷したのであつた。これがメンデス・ピントの第四回即ち最後の日本訪問であつた。

彼の記事を讀めば第一回及第二回日本訪問の前半は信ずるに足らざる記事たるを免れないが第二回の後半より第三回第四回の訪問記事に到つて初めて初めて其敍事が信すべきものとなるのである。即ち余は上述

せる如くピントの第一回日本訪問鐵砲傳來記事は信ずべからざるものと斷定するのである。

〔註〕(1) 東洋文庫には數種の刊本を藏す

Fernan Mendez Pinto "Peregrinação de Fernan Mendez Pinto" 一六一四年(慶長十九年)リスボン刊行

(1) Hildreth "Japan as it was and is" 日本版

(2) 岡本良知氏著「長崎開港以前歐舶來往考」昭和七年刊 (三十三頁)

(四) 「大友記」(群書類從本)

三、異説その二、雜説

我國の文献に顯はれて居る幾多の鐵砲傳來說には信ずべからざるものが多い。

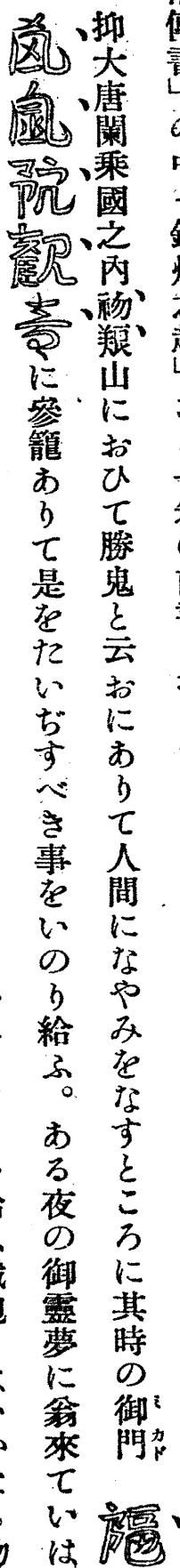
第一は文永役に元軍が將來して我國に傳來したと言ふ記述である。これは「八幡愚童記」「太平記」等の記事等より流布された俗説であるが、鐵砲なる名稱は文永十一年に、初めて我國人に知られたのであることは勿論疑ふべくもない。然し當時の鐵砲が種子島に傳來せるものとは全く異つたものであることは「竹崎五郎季長の繪詞」を繙けば一目瞭然である。

新井白石は本朝軍器考に、

世ニ鐵砲トイヘル物ハ、龜山院御在位ノ時、文永ノ比ホヒ、蒙古襲來ノ日ソノ名始メテ聞エテケリ、
サレド此物、今ノ代ノ制ニハアラズ宋ノ代ニアリツル、旋風、單梢、虎蹲ナトイフ火砲トヨソ見エタ

と言つて居る。右の記述の前半は當に卓見と言ふべきであるが、之を宋の代にありし旋風、單梢、虎蹲等の砲と同種のものならむと斷定したのは誤謬である。「武經總要」に依れば旋風、單梢、虎蹲等と稱する砲は投石機であつて、種類により種々の名稱を附せられたものであることはその圖解によつて明らかであるからである。

第二種の異説として揚ぐべきは鐵砲傳來を一種の神祕的のこととして説くところのものである。この説は砲術家の間に説へられたものと覺しく文献として最も古きは慶長時代の砲術傳書に顯はれて居るところのものである。その一二の例を揚ぐれば慶長十四年十一月三日日の日附で稻富伊賀守の署名ある「砲術傳書」の中「鐵炮之起」なる一卷の前書に次の如く記して居る。

抑大唐蘭乘國之内、祁、娘山におひて勝鬼と云おにありて人間になやみをなすところに其時の御門^(カド)、

とある。かくは、翁こたへていはく鐵はくろかねそ、炮はつつむろとおしへたまふ。しん王それをい
かにとどひ給へは翁いはく鹽消山にいつて、ゑんせうをととのへ硫黃灰を加へておろし粉にして簡に
入同銀玉を入火を付はなして退治せよとおしへ給ふ。しん王きんしやう御夢想のことく鐵炮を調勝鬼

をしたがへしよりこのかた大唐にてこれを用ゆるなり、就中鐵炮日本に渡る事文龜元年に到來す、これを諸國にもち遊ぶ事天文年中よりひろまれる也。

と言つて居る。この物語は全然神怪を語るものであつて恐らく砲術師範がその技術を神祕的たらしめんがために作つたものであらう。

尙他の一例として慶長十八年五月吉日の日附で松原定憲清長より森田大之兵衛に授けたる「砲術傳書」の前書を擧げやう。

夫鐵炮者初南天笠而至南蠻從是涉於日域以來造次顛沛於之然而定九夷有國家古今重室何如之……然千朝暮所望自他相叶幸哉致入唐晤明師、先圖授小筒一流術輒令歸朝畢云々

とある。この前書によれば稻富傳書と異なつて鐵炮は天笠に始まり南蠻に傳はり而して日本に傳はつたと言つて居る。而して尙此術を學ぶべく支那に至り師（師の名は怪字を用ひて居る）に就いて小筒術を授けられ歸朝したと述べて居るが、これも亦内容は稻富傳書と大同小異の妄説で作爲したものに違ひないのである。茲に注意すべきは此等の神祕的な鐵砲傳來說が慶長以前に流行して居つた事實である。これが爲め此種の妄説は口傳として江戸時代に傳へられ多くの根據なき雑説を生むに至つた原因を爲したことは疑ふべからざることである。

第三種の異説として擧ぐべきは鐵砲鍛冶に關係ある傳説である。江戸時代中期以後に至つては鐵砲鍛

治は各藩に抱へられて居つたのであるから敢て珍とするには足りないのであつたが、天文年中より連綿として其業を續けて居つた國友村（近江國坂田郡）及日野（近江國蒲生郡）の鐵砲鍛冶は頗る名高きものであつた。「毛吹草」に諸國の古今名物を擧げたる中にも名物として其名が見ゆるは之が爲めである。ところが此の兩鐵砲鍛冶には夫れ夫れ一つの傳説を有して居る。國友鐵砲鍛冶の起原としては「佐々木系圖」

（古事類苑、武技部）に

弘治元年五月二十日唐人あり、名けて長子口と曰ふ、嘗て南蠻より渡海して琉球に到り尋で日本多彌島に來り鐵砲を教ふ、先月入洛して將軍家に見ゆ、而して其術を傳ふ、長子口をして佐々木に預けしめ、今日江州に來着、同廿八日江北國友村に居らしめ百貫の地を賜ふ（原漢文）

と言つて居る。この説は「雍州府志」に引かれ、また國友鐵砲鍛冶の間に普ねく流布せられて居つた。現在國友村に殘つて居る鐵砲鍛冶關係の系圖を一覽するに殆んど總てが此の説を探つて居る。従つて此説は古く傳承せられて居つたに違ひないと思はれるのである。寛政九年九月二十七日に國友村を訪れた信州高遠の砲術家坂本天山の所記に

國友村ニ至リ當時ノ良工ト稱スルハ二十五年前淺羽主馬ノ所ニテ相識タル平四郎ト云治工ナリ、余カ往年ノコトヲ談セシヲ彼者ハ忘レ居タルモ思ヒ出シテ殊外ニ惆悵シ悅テ饗應シタリ、此人少し記錄ヲモ見其親モ能書ヲ留置タル記錄アリ、略國友ノ治工ノ來歴ヲ話セシ内ニ術者ノ考據ニモ可成コトアル

ヨ一二ヲ記シテ示スナリ詳ナルコトハ筆記スルニ遑アラズ、

國友治工ノ始ハ天文年中杭城（唐山ノ地名）ノ張子口ト云人吾邦ニ歸化シテ銃ヲ造ルノ治工ナルコト
ヨ足利將軍義晴公ヘ告ル人アリ召サレテ出湖南ノ佐々木氏ニ給ハル、佐々木氏始メテ長濱ニテ鐵砲ヲ
造ラセラレシニ長濱ニテ弟子ニナルモノ其船附ノ地ユヘ繁華ニ引カレテ治工ヲ精勵セザルトテ、自ラ
地ヲ選ンデ今ノ國友ヘ移タルトナリ、佐々木ヨリ百貫ノ地ノ租ヲ免ジ興ヘラレシ張子口ノ銘アル筒ハ
吾國ニテハ一挺モナク皆弟子打ノ名目ノ由（「國友紀行」^四）

等と傳説は更に流説を生んで居ることが見える。更に此説は大槻盤水の「鐵砲起源考」に踏襲せられ、また近年に至りて「洋學年表」及流布の諸年表等に引かれて居る爲めに一般に信せられ居ると思はるのである。然し乍ら此説の典據たる「佐々木系圖」「江源武鑑」等の諸書は近江國坂本の一農夫出身の澤田源内なるものが自己の系圖を偽造し紛飾せんが爲めに作爲せる偽書であることは明かであるから、此の説は全然信するに足らざる俗説に過ぎない。この事に就ては余の先に論斷せる「國友鐵砲鍛冶の起原に就て」（國史學第八號）及「一貫齋國友藤兵衛傳」に詳らかであるから、茲には是れ以上の贅言を略することとする。

日野の鐵砲鍛冶に就ては、蒲生郡志に記するが如く天文年間の町割圖に鐵砲町の名が見えるのであるから、その由來も非常に古いものである事は推定せらるるところである。日野は蒲生氏の據りしところ

で文龜年間既に城と城下町との體裁を備へ賢秀、氏郷に至り整然たる町割が出来たと言はれて居る。而してこの古き城下町に起りたる鐵砲鍛冶は氏郷が天正十六年伊勢松坂に移りたる後も亦その業を繼續したが後江戸時代に至りて徳川幕府より鐵砲製造を禁止せられたる爲め大部分の鐵砲鍛冶は他の工藝に轉職した。然し乍ら尙二三の鐵砲鍛冶は幕末に至る迄その業を傳へて居つた。蒲生氏郷の使節を羅馬に遣はして鐵砲を得たりと稱する説も亦この鐵砲鍛冶に關係ある傳説にはあらざるかと思考する。この説は初めて「世界に於ける日本人」^(五)なる書により廣く稱へられたものである。同書に曰く、

蒲生氏郷ハ會津ノ領主ナリ、夙ニ大志ヲ抱キ、東奥ニ封ヲ受ケテヨリ、志ノ伸ヒ難キヲ知リ乃チ眼ヲ國外ニ放チ天正十二年(一五八四年即チ大友氏等遣使ノ後僅ニ二年)六月家士山科勝成、岩上傳右衛門等十二人ヲ聘使トシテ羅馬ニ遣シ黃金百枚ヲ法王ニ贈ル

〔按するに氏郷は天正十六年松坂に移り次て同十八年會津に移された故に本使節派遣が眞なりと假定すれば日野在城中の出來事であらねばならぬ〕

法王之ニ教書一部ヲ酬ニ、使節小銃三十挺ヲ贖フテ歸ル

十四年十一月氏郷又家士竹村知勝ヲ羅馬ニ遣シ判金千枚陶器五品ヲ法王ニ贈ル、法王之ニ教書二部酬ニ、此時使者又大砲一門ヲ贖フテ歸ル、

十六年十一月氏郷又其異母弟貞秀ヲ遣シ判金千枚器具八品ヲ贈ル、法王之ニ鏡面、寶玉一箇ヲ酬ニ、

十八年氏郷又其家士町野友重ヲ羅馬ニ遣シ手書ニ添ヘテ判金三千枚ヲ法王ニ贈ル、法王使者ノ歸ルニ付シテ金冠ヲ酬キ且ツ答書ヲ與フ、

云々と記して居る。此説が信すべからざる偽説であることは辻善之助博士が「海外交通史話」に於て詳論せられた。即ちその典據の疑はしきこと、羅馬往復が當時に於て斯く短時日に爲し遂げられしとは考ふる能はざる點等を指摘せられて居るから、茲には單に同博士の論斷を紹介するに止め多言を省略することとする。

第四種の異説と目すべきは「甲陽軍鑑」の説を踏襲し若くは之に類するの説である。「甲陽軍鑑」が史料的價値に於て疑はしきものあることは既に世の定論となつて居るものであるが、この書は戰術書として廣く武士の間に讀まれたものであること從つて其影響の大なりしことは注意すべきことである。

同書十六には

鐵炮は大永六年に村上新左衛門といふ西國牢人信虎公へ御奉公申、此侍鐵炮持來訓たりと申傳、さりながらまれなりと聞、其後信玄公、御わかき時はかぢち大膳、同又作と申牢人親子あり、此侍各に訓候と記して居る。尙同書一〇ノ下には

鐵炮は大永五年信玄公五歳の御とし、信虎公三十二歳の御時但二丁はじめて甲府にきたる
と記し、又同書九ノ下には

五十人の足輕には永正七年に始めて渡る鐵砲を持たせ云々

と言ひまた鎌倉管領九代記（史籍集覽本）には

永正七年駿州小田原の山伏の玉龍房の法印頼慶といふもの和泉の堺にて買ひもとめ北條氏綱に參らせたり

と記して居る。而して此等の説は或は永正七年（一五二〇）と云ひ、或は大永五年（一五二五）と云ひ又は大永六年（一五二六）と云ひその間年代の差はあるが、孰れも天文以前の傳來を記して居る。此説は關東地方に於て傳はつた説と思はれるのである。此等の説が年代錯誤の甚だしいもので信するに足らざることは今更ら呶々を要せぬことであるが、最近に至つて事新らしく此種に類する鐵砲傳來說を提供して論ずる人があるから、紹介傍一言其の妄を指摘せざるを得ない。

昭和五年十二月號（第三卷第六號）の「歴史と國文學」と云ふ雑誌に、岡田健文氏が「鐵砲渡來に關する新史料」と題して愛知縣北設樂郡の舊家熊谷家に所藏さる文書を紹介して居る。同氏の紹介に依れば熊谷家は直實より出で其の九代目の貞直なる人が正平年間に家憲を作り家誌を整へて子孫に残したが、享保年間直遐の代になつて之を改記した。而して現に傳ふる所のものはその改記であつて原文は失はれて居る。然し門外不出の私記として約四百年間、信三國境の寒村に埋もれて居た舊記たることに於て、その史料的價値は確實だと言つて少しも差支がないものだと同氏は言つて居る。右の紹介に引照された史

料は原文でなくて岡田氏が布衍して記述したものである。故に當該文書が如何なる價値を有するものであるかは直接の文書に當らなければ斷定は出來ないけれども、間接的には岡田氏の布衍された文書を一讀すればその荒誕無稽のもので到底信すべからざるものたることは直に判断し得るのである。試みに其一節を摘記すれば次の如くである。

永正八年(天文十二年より
三十二年前) 信濃國上伊那郡坂部の領主、熊谷直勝の家來南左門太及び坂部の隣村大谷村の鈴木九郎又の兩人が、西國順禮の歸途に京都郊外の船岡山の下を通行した、そのとき丁度細川山名兩黨が合戦をした際で、そこら死傷者や遺棄された兵具で狼藉の裡に鐵砲があつたから、珍らしい武器だとて大喜びをして各一挺づつ拾ひ取り、國へ持歸るに方り、諸所の關所で見咎められる虞があるので、布片を捲附けて荷物の擔棒にし、それで無難に歸村をしてから、鐵砲を直勝に獻上した。しかし鐵砲の用法はそのころ信州邊の人間には誰にも知られて居ないから唯珍重がつてひねくり廻して眺めるに過ぎなかつた。

云々と言つて居る。此等の記事が牽強附會のもので信すべからざるものであることは今更ら贅言を費す必要もなからう。従つて該文書が如何はしいものであることは想像にも難からぬことであるから是れ以上上の穿鑿も必要を認めないのである。

次に第五種の異説として舉ぐべきは九州地方に傳へられたと思はる年代錯誤の鐵砲傳來說である。

例へば「九州記」「豊後遺事」等には

享祿三年の夏南蠻の商船九隻、豊後府内に來る大友宗麟に二三尺ばかりなる火器を獻す、鐵砲と名けたり（九州記）

とあるが大友宗麟が家督を嗣いだのは天文十九年二月のことであるから此時の記事としては疑ふべき書き方である。

又「後太平記」には

天文八年極月二日嶋津義久鐵砲五挺を將軍に獻す

と記し「倭訓采」には

天文八年將軍義晴の時種子島に傳來す

と述べ其他「日本外史」（北條氏の項）には天文九年關東に初めて鳥銃ありとし「良齋間話」には天文十年に傳來せる旨を記して居る。

然しこそ等の記事は殆んど總てが史料的價値の少ない文獻であるか若くは、考證不充分の記事であつて此等が信すべからざることも今更論證を費す必要もないと信する。

〔註〕（一）内閣文庫所藏「武經總要」

（二）著者所藏「稻富流砲術傳書」卷一

鐵砲傳來說の検討（有馬）

(三) 東京帝國大學史料編纂所々藏「砲術傳書」

(四) 挑著「一貫齋國友藤兵衛傳」(一一五頁)

(五) 渡邊修次郎氏著「世界に於ける日本人」明治三十年刊再版(九二頁)

四、異説その三、長沼賢海博士の説

長沼博士の所説は「鐵砲は天文十二年以前に我國に傳來した」と言ふのである。博士がこの所説を述べられたのは大正二年頃の歴史地理學會の席上に於てであつたと聞いて居る。而して文献に表はれて居るものは左の如き數個の論文である。

「鐵砲の傳來」歴史地理第二十三卷第六號(大正二年十一月)

「鐵砲の傳來(補遺)」歴史地理第二十四卷第二號(大正三年八月)及同第四號(大正三年十月)
「鐵砲の傳來に就て」史淵(九大史學會)第一號(昭和四年十一月)

等である。此等の論文を通讀すれば、博士の論旨は最近のものとの間に多少の變化を認めらるるのであるから吾人はその最終の論文—史淵掲載のものに就て批判して見たいと思ふ。

この論文に於て博士は數多の朝鮮製銅銃の寫真を掲げ、且つ文獻によつて支那朝鮮には天文十二年以前に此種の銅銃が存在して居つたことを斷定し、その結論として左の如く述べて居らるる。

かうした日本人が室町時代の初め以來天文十二年に至る約百五十年間、我等を取まく周囲の國々に存

在してゐた重寶を手に入れずして過したでありますか、そもそも支那人、琉球人、朝鮮人はかつてこれを我等の祖先に示すことをしなかつたのであらうか、否な我等に示さんが爲めにこそ、則ち倭寇擊退のためにこそ此重寶が用ひられてゐたのであります。加ふるに此重寶を製造し使用するに必要な材料は、寧ろ我より彼等に供給したのであります。しかも徒らに我等の祖先は火砲の威力に驚嘆してのみあたとすべきであらうか、到底首肯し難いことであります。今朝鮮史の教ふる我が火砲史及國內に存する天文以前傳來の火砲の遺物とすべき有力なる候補者を見るに及んで益々不可思議に思はるることは天文以前の文獻に鐵砲傳來や鐵砲製造等に關する事の見えない點であります。かくて此の不可思議の事實はいかに不思議であつても天文十二年以前に火砲なしと斷すべき材料とするには不足であると思ひます。

云々と言はれて居る。

實際支那には文獻に依るも實物に依るも宋元時代より火砲があり且つ其一種は文永十一年に蒙古軍が携行して博多の戰場では之を使用して居る。然し乍ら、それらの火器がその後天文十二年以前に我國に傳はつたと言ふことは文獻に之を見ることが出來ない。若し傳來したとすればこの著しき事實に關して何等かの記錄が皆無であるとは考へられないのである。尙支那には銅製の手銃があつた。余の所藏するものにも洪武十年（天授三年）^{一三七七}に造られたものがある。此制は朝鮮に傳はり柳成龍の所謂勝字銃として用

ひられて居つたことは疑ひないことである。然し乍ら支那に在り、朝鮮に存在して居つたからと云ふ單に其のみの史實を以て直に我國にも傳來したであらうと云ふ長沼博士の憶斷には同意を表することは出来ないのである。

現在朝鮮と我國との交通が非常に便利であるとの概念を以て五百有餘年前の日韓交通の状態を盲斷することは危険なことである。而して長沼博士が不可思議と見られたこと即ち朝鮮に傳はつて日本に傳はらなかつた事實は決して火器に關すること許りではない。書籍と言ひ、活字と言ひ、陶磁器の法と言ひ朝鮮役に依つて初めて我國に傳來した文物は數多指摘することが出来るのである。されば火器が支那より朝鮮に傳はりしにも係らず我國に傳來しなかつたことは決して不可思議のことではなく寧ろ當時の状態より考察すれば當然のことであつたと思考する。

遮莫斯くの如き史料不足に基く議論は只水掛論に終らざるを得ない。何等の證據もないことを論斷するのは妄斷に過ぎない。右に掲げた長沼博士の結論は單に一つの憶測に過ぎずして何等の結論を爲して居らない。要するに一の謬見より出でたる妄斷に過ぎざることは同論文を讀む人の等しく感ずる所であると思はれるからこれ以上の贅言を費すことを避け度いと思ふ。只一言すべきは同博士が昭和四年二月二十日(夕刊)の大坂朝日新聞紙上に於てまた海軍兵學校刊行の「仰武集」に於て、更に亦大阪朝日新聞社發行の「開國文化」に於て發表して居らるる、尾道市瀧谷新右衛門氏所藏の朝鮮銅鏡を以て天文十二

年以前に我國に渡來したる鐵砲であると斷定して居られることである。これに關じては余の見解は同博士の斷定と異つて居ることを發表して置き度いと思ふ。

同形式の銃は多く朝鮮役分捕品であるからざれば其後骨董屋の手を經て我國に將來せられたものに屬する。想ふに尾道の澁谷家は朝鮮役の際軍糧其他の需品を朝鮮に運搬したる由緒もありとの事であるから恐らく右の銅銃は當時同家の手に入りたるものと推定し度いのである。然しこれを讓つて若し假りに長沼博士の言はるる如く此等朝鮮の銅製手銃が天文十二年以前に我國に傳はつたと假定しても、銅を以て鑄造したる此等の手銃に對して我國人が之を鐵砲と呼んだと云ふことは常識上にも考へ得られないことであると思ふ。依つて長沼博士の鐵砲傳來に關する所見は一の憶測に過ぎざるものと思考せざるを得ない。

〔註〕（一）柳成龍著「懲毖錄」

五、異説その四、シャヴィエルと鐵砲

フランシスコ・シャヴィエル（Francisco Xavier [1506-52]）は一五四九年八月十五日（天文十八年七月二十二日）鹿兒島に到着し、滯在十ヶ月の後翌年夏平戸に至り約一ヶ月の後再び鹿兒島に歸り更に平戸、博多、山口、堺を経て上洛したが、戰亂の爲め將軍、及主上に謁するの機會を得ず、滯京僅かに十日にして平戸に歸り、折から豫て用意してあつた印度總督よりの贈物を携ヘトルレス等を伴つて山口に

到り、大内義隆に謁して此等の贈物及總督よりの書簡を呈したのである。この時の贈物の中に小銃又は

石火矢(大砲)があつたと記述されて居る文献がある。

村上直次郎博士譯の異國叢書「耶蘇會士日本通信上巻」の解説中に右の一條を次の様に記載して居らるる。

トルレス等と共に山口に赴き豫て準備せし印度總督ガルシャ・デ・サー及びゴアの司教ドン・ジョアン・デ・アルブケルケの書翰に時計、石火矢、鏡、眼鏡等の進物を添へて大内義隆に呈し、公に布教に從事し約五百の信徒を得たり、

とある。

このシャヴィエルの大内義隆に呈せし贈物はマラッカにて用意せられ、日本の國王に獻上すべく準備せられたものであるとの事であつたが、シャヴィエルは上洛して京都の情況が非常に混亂を示し且つ國王(將軍のことか)の威力は失墜して以て頼むに足らざるべきを看取し、この贈物を轉じて大内義隆に贈呈したのであるとのことである。而してシャヴィエルの贈物は歐羅巴の文化特に科學的所産を我國に紹介したる點に於て非常に重要な意義を有して居るものと思考する。

然るに此の記事を「大内義隆記」(群書類從卷三百九十四)に照して見ると其處に多少の差異を發見するのである。「大内義隆記」には次の如く記して居る。

都督在世ノ間ヨリ石見ノ國大田ノ郡ニハ銀山ノ出來ツツ寶ノ山トナリケレバ、異朝ヨリハ是ヲ聞唐土天竺高麗ノ船ヲ數々渡シツツ、天竺仁ノ送物様々ノ其中ニ十二時ヲ司ルニ夜ル晝ノ長短ヲチガヘズ、響鐘ノ聲ト十三ノ琴ノ絲ヒカナルニ五調子十二調子ヲ吟ズルト、老眼ノアザヤカニミユル鏡ノカケナレバ程遠ケレモクモリナキ鏡モ二面候ヘバカカル不思議ノ重寶ヲ五サマ送ケルトカヤ、唐人ノ進上ハ數ヲ盡ノミエケリ

とある。此兩記事はその肝要なる點に於て相違があり、特にシャヴィエルが石火矢(大砲)を贈つたか否かと云ふ點に於て疑念を挿むるを得なかつたので、試にルイス・フロイス (P. Luis Frois [1532(?)-97]) の著に成る「日本史(一五四九—一五七八)」のシユールバンヌル及フォレッヂの獨譯 “Die Geschichte Japans” von G. Schurhamer & E. A. Voretzsch (1926) を翻して見ると次の如く記して居る(十四頁)

Es waren dies; eine grosse kunstvolle Uhr, eine reiche Feuersteinflinte mit drei Läufen, Brokatsstoff, sehr schöne Kristallgläser Spiegel, Brillen usw. und zwei auf Pergament geschriebene Briefe,...

とある。鷹羽、時計、眼鏡、及鏡は「大内義隆記」に符合するが、錦布、Kristallgläser、及 Feuersteinflinte は同記に見えない。此の Feuersteinflinte mit drei Läufen なる語の譯語は「三銃身の燧石銃」とするを「三銃身の小銃」といと思はれるが最近に出版されたる高市慶雄氏の譯に成れる「日本史前編」には「三銃身の小銃」とある。尙更にクロスの佛譯に依れば(第二卷一四四頁)

Ch'étaient: une montre fort artistement fabriquée, une riche arquebuse à pierre et à trois Canons, une pièce de brocard, de très jolis flacons de cristal, des miroirs, des lunettes, etc.

とおりに前記の小銃に相等する藍色の arquebuse à pierre et à trois Canons である。

尚 フ ャ ヴ ベ ハ ル と同行して山口に廻り大内義隆に謁した、コスメ・デ・トレス (Cosme de Torres [1497-1570]) の一五五一年 (天文二十年) 九月二十九日陸山口より印度の耶穌會士宛に贈つた書簡の一節には只贈物を爲したる旨を簡単に記すのみで元より鐵砲のことなどは見當らぬ。吉田小五郎氏の報せによれば、に依ればクロス氏がアシダ文庫藏の未刊の日本教會史の一節を引用したものには

Cros; II P. 139.
⁽¹¹⁾

Les présents étaient de treize sorts: il y avait, entre autres objets précieux, une horloge à roues et un manicordio (instrument de musique, à clavier, muni de 70 cordes)

とありて時計とマリヨンペイオと稱する樂器の外は名稱を掲げて居らない。尚吉田氏は余の爲めにシャヴィールの最も古の傳記トルセリの「クサビリウス傳」に就ても時計と樂器との外見當らずと報ぜられ、且最も根本資料たるべかシャヴィール自身の一五五一年一月二十九日コチノ發の書簡には單に贈物をせし旨を記せるのみで品物に就ての記載はない、且つマドリー發行シャヴィール史料を検したが鐵砲の事は見當らないと通報せられた。余は今是れ以上の根本史料即ちクロイスの「日本史」原文其他を見

るの機會を持たないのであるから上述の範圍に於て判断しなければならないのである。

それで吾人はシャヴィエルが天文二十年正月に山口に於て大内義隆に呈した贈物の内に石火矢（大砲のこと）や三銃身の燧石銃があつたと言ふことは左の理由に依り恐らく誤りであらうと推定するのである。

一、異國叢書耶蘇會士通信上巻にある石火矢（大砲）なる語は恐らくシュールハンメルの Feuersteinflinte
(直譯すれば燧打石^{ヒューティン}の筒)の誤解譯ではなからうかと思はる。

二、燧石銃 (Flint Lock 又は Feuerstein Gewer) は一六〇〇年より一六三〇年迄の間に西班牙若くは和蘭に於て發明されたと謂はれて居る。故にそれ以前の十六世期には勿論此種の小銃は無かつたのである。尙三銃身の銃も亦後世の製造に係るものであるが故に此種の小銃—三銃身の燧石銃をシャヴィエルが將來して大内義隆に贈つたと言ふことは信じられない。即ち此點に於てシュールハンメルの獨譯に何かの誤りがあるのでないかと推定する。

三、吉田氏の報せられたる如く葡萄牙語の史料や又は之より直接に引照したる文献には時計と樂器と其他の珍器を記するのみで鐵砲や大砲の名は見えて居らない。この點は「大内義隆記」とよく符節を合するものである。即ち日本の文献と葡萄牙の文献とが記載せざる鐵砲や大砲のことは暫く之を信せざるを以て安全なりと認めるのである。

以上は他日史料の補足を豫期しつつ下したる斷定である」とは特に断つて置かたい。

〔註〕 (1) José-Marie Cros, "Saint François de Xavier" (第一部一四四頁)

(11) O·R·モクサー氏所藏

"Cartas que os Padres e Irmão da Companhia de Jesus escreverão dos Reynos de Japão & China aos de mesma Companhia da India, & Europa, des do anno de 1549. ate o de 1580." (第一部十七頁)

六、異説その五、大友宗麟と鐵砲

大友義鑑に葡萄牙人より鐵砲を傳へたと云ふ記録はメンデス・ピントの *Peregrinação* の中に第一回の日本訪問記として彼が記述せる一節あるのみである。然しどントが豊後府中に於て彼の滯在中遭遇し且見聞したと記せる記事は、餘りにも日本人たる吾々の目には常識を外れて居るのであるから之を否定する史料を缺くのであるが、常識的に信ずることが出來ないのである。この事に就ては前節に述べたところであるから贅言を略する。

この外には大友家に對しては葡萄牙人より石火矢を獻じたと云ふ傳説と記録とがある。

九州記に

其後亦天文廿年辛亥著船しけるが南蠻の商主より石火矢とて大なる鐵砲三挺を獻上す
と記して居る。逸史卷三にも同様の記事があるが年代が異つて居る。即ち

是歲（天正四年）蠻船抵^レ豊 賦^ニ大煩^ニ於大友宗麟^ニ其傳遂廣

とある。此等は孰れも不確實の史料たることは多言を費す必要もなからうと思ふ。

耶蘇會士オルガンチノ（Organtino [1530-1609]）が一五七八年に（天正六年）都より發したる書簡（異國叢書耶蘇會士日本通信下卷四三四ペー^シジ）に依れば、彼は「豊後の王が鑄造せしめたる數門の小砲」を見た、それ以外には日本國中に大きな大砲は見たことがないと記して居る。之に依れば大友家にては天正六年頃迄の間に數門の小さき大砲（utilaria 若くは espingarda grandes）を鑄造して居つたこととが知られる。これが即ち有名な大友宗麟の國崩しの傳説が起つた原因ではなからうか。國崩しと稱する大砲のことにつては九州記其他にも見えるが、豊薩軍記（史籍集覽第七冊）の一節を引かう。

天正四年の夏南蠻國より大なる石火矢到來す肥後の國より修羅を以て豊後臼杵丹生の島に引著る宗麟喜悅不淺則ち是を國崩と號せらる然るに誰れ言ふとなく大石火矢を國崩と號せらる事大いに不可なりとそ沙汰したりける（卷一）

とある。即ち之に依れば南蠻船は肥後の國に到着して大石火矢を陸揚し、更に之を阿蘇山路の嶮を越へて臼杵の城に運搬したと云ふことであるが、之れは常識上餘りにも考へられないことである。尙同軍^ミに依れば、天正十四年十月島津義久が兵を進めて豊後に入るやその一軍即ち中務家久の率ゆる一枝隊は日向路より迫つて十二月五日に丹生島（臼杵城）を攻撃したのであるが、このとき大友軍はこの國崩しを

以て薩軍を惱ましたと記して居る。

先年南蠻國より渡りたる國崩と云ふ大震電雷城中にあるけるを、宗麟武宮武藏守親實と云ける勇士其長八尺力量諸人に勝れたる者を召して汝是を仕り彼等に膽をつぶさせよと有ければ、命に應じて薬を込事一貫大玉の其外に兩五六錢目の中玉を量て二舛こめ追手より三町四五反計りと勘へて彼の石火矢を放ち掛る、名にし負たる國崩しの鳴渡りたる其響き山に徹り海に答へて夥しく柳の一の枝より上を救と打切て群り居たる勢の上に落かかりける程に、是に壓れて死するのみならず又大小の飛丸に當り許多亡び失にけり。

云々と記して居る。而して島津公爵家編輯所發行(昭和三年十二月)に係る「薩藩海軍史」(上巻八二七頁)にはこの戦に於て薩軍は丹生島城を陥れたと記し更に

(薩軍は)大局に於て連戦連捷にして敗戦を見す、唯大友軍より大砲を獲得したるは著明にして今尙該砲(葡萄國製)は鹿児島の磯島津邸に保存すと述べて居る。

然し乍ら右の戦に於て家久の軍は遂に大友宗麟の在りし丹生島城を陥るる能はざりしことは「豊薩軍記」等に明かであるから、このとき薩軍が國崩しの大砲を分捕したと云ふことは信すべからざることである。然らば或は大友義統の居つた府内の城で分捕したのではなからうか、この城は同年十二月十四日

に開城して家久の軍が入城したのであるから城内に在つた武器類は薩軍の爲めに鹵獲されたと見做さなければならぬ。然るに府内城に大砲が在つたことや薩軍が之を分捕したことにしては薩摩の記録には何等記するところがない。薩藩舊記にも見えない。且つ若しそのことがあつたとすれば、必ずや海上を運搬したに違ひない。然るに之に關しても記するところがない。故に吾人は大友の大砲を分捕した云々の傳説は信すべからざるものと斷定するものである。尙余の断定を裏書するものは右傳説に伴ふ實物の大砲に關する疑點である。

現に今鹿児島の磯邸集成館にある大砲即ち「大友軍より鹵獲したる葡萄牙製の大砲」(口徑二寸八分砲身の長さ八尺九寸)と稱せらるものは其型式より判斷して、どうしても十六世紀のものでは有り得ないのであつて、十七世紀に出來たカノンであることは疑ひを挿む餘地がないのである。然るにボクサー氏 (C. R. Boxer) は其の論文⁽¹⁾に於て同砲に刻しある銘記に據り同砲が一六三〇年(寛永七年)頃マカオに於て鑄造せられたるものなることを明らかにせられた。即ち

同砲身上部に銘記せる DEANTO SOARES VIVAS は一六二〇年頃より三五年迄マカオに在つたアントニオ・ソアレス・ヴィヴアス (Antonio Soares Vivas) と云ふボルトガルの士官 (Captain) で印度及支那との貿易を監督する位置にあつた人である。また、他の銘記 M. T. B. は、當時有名な葡萄牙の造砲技師で印度のゴアより招かれてマカオに來り造砲に從事して居つた Manuel Tavares Bocarro の頭

字である。故に此の砲はアントニオ・ソアレス・ヴィヴァスの命によつてマヌエル・タヴァレス・ボッカロが一六三〇年頃鑄造したものであらう。

と云ふのであるが同氏の説は、全く余の型式上よりの推定と符節を合するものである。此等の根據によつて鹿児島の磯邸にある葡萄牙製の大砲は天正年間に大友軍より鹹獲した等とは全く牽強附會の傳説であると言はねばならぬ。

右の大砲と同一の傳説を有するものが九段遊就館の門前に尙一門陳列されて居る。これは鹿児島の大砲と異つて我國で波羅漢と稱し、支那人が佛狼機と呼んだ型式に屬するものである。この大砲は懶かに十六世紀に出來たものであることはこの型式が證明して居るが、薩軍が大友軍より分捕した云々の傳説は前述の如く勿論虛妄の説たるに過ぎないのである。

此の砲と型式模様等全く同一なる砲が大阪城内に文化年間に存在して居つたことは當時の見取圖によつて知ることが出来るから、該砲は恐らく大阪城内にあつたものであらうと推定するが、果して何時傳來されたものであるかと云ふことは今日迄之を斷定する史料に接することが出来ない。(昭和八・三・五)

[註] (1) C. R. Boxer, "Notes on Early European Military Influence in Japan," (二七頁)